

令和7年度運輸安全マネジメント

令和7年4月1日
平和交通株式会社

1. 運輸安全マネジメントへの取組み

① 経営トップの責務

- (1) 関係法令等の遵守、安全最優先の原則を社内へ徹底させる。
- (2) 発生した事故等の内容を報告させ、必要な対策を指示する。
- (3) 定期に行っている全体の社内乗務員研修会の機会に、訓示等を通じて安全方針を全乗務員及び管理者へ周知徹底させる。

② 安全方針

会社より掲げている社是に、安全最優先や法令遵守の原則、それに対する継続的改善を行う事等を付加し、全社員へ周知する事により安全管理体制を構築し定着させる。

③ 安全重点施策

- (1) 年度はじめに、1年間の安全の確保に関する目標を会社全体で定め、それを達成する為の取組計画を作成する。
- (2) 安全重点施策の進捗、達成状況を年度末の会議で統括し、同時にその結果を評価し次年度の安全重点施策の策定に反映させる。

④ 安全統括管理者の責務

- (1) 安全を確保する為に必要な仕組みについて、経営トップに提案する。
- (2) 安全統括管理者が自ら事故防止委員会を主催する。
- (3) 安全統括管理者が自ら定期的に現場巡視を行う。

⑤ 運行管理要員の責任、権限

安全管理規程に運行管理要員の責任と権限を明記し全乗務員へ周知する。

⑥ 情報伝達及びコミュニケーションの確保

- (1) 社長や安全統括管理者が定期的に現場へ足を運び、ざっくばらんに乗務員と意見交換を行う。
- (2) 現場から直接意見を聞けるようにする為、誰もが見やすい所に目安箱を設置し運行管理要員が直接目を通し、返事をする。

⑦ 事故、ヒヤリハット情報等の収集及び活用

- (1) 発生した事故の原因をドライブレコーダーの事故映像を活用し、幅広い視点(本人・相手・環境等)で分析する事で事故再発防止に努める。
- (2) ドライブレコーダーの事故映像、ヒヤリハット映像をそれぞれDVDに編集し、定期的に行う全乗務員研修会にて見せる事で、事故の原因や道路に潜む危険等を乗務員と一緒に考え、安全走行に対する意識を高める事に役立てる。

⑧ 重大な事故等への対応

- (1) 重大事故が発生した際の対応・手順を定め、運行管理要員へ周知する。
- (2) 発生した重大事故の事故状況や原因等を明確にし、毎日の点呼及び直近の全乗務員研修会にてその情報を伝え、乗務員の安全意識を向上させるよう努め再発を防止する。

⑨ 関係法令等の遵守の確保

通達や業界団体からの情報を積極的に集めて、折に触れて関係法令等の遵守の重要性を周知徹底する。

⑩ 安全管理体制の構築・改善に必要な教育等

- (1) 経営会議の場において、運行管理要員に対して年1回『安全マネジメントのコンセプト』教育を実施する。
- (2) 全乗務員研修会等にて安全確保についての教育を実施する。

⑪ 内部監査

年4回(4月・7月・10月・1月)、社長を含めて全社的に運輸安全マネジメントの取組みの内部チェックを行う。

⑫ マネジメントレビューと継続的改善

- (1) 社長が出席する年度末の経営会議で内部監査の結果等をもとに、安全管理体制全般の見直し・改善を行う。
- (2) 明らかになった課題だけでなく、将来考えられる課題に対しても、あらかじめ対応措置を講じる。

⑬ 文書の作成及び管理

体系的にルールを文書化し、管理する。

⑭ 記録の作成及び維持

体系的に取組みの記録を整理し、管理する。

2. 令和4年度輸送の安全に関する目標の達成状況

- (1) 令和5年度事故総件数114件に対して10%の減少。(102件)

令和6年度事故総件数は129件。前年に対して113%と増加。目標未達成。

- (2) 令和5年度有責事故総件数108件に対して10%の減少。(97件)

令和6年度有責事故総件数は120件。前年に対して111%と増加。目標未達成。

- (3) 令和5年度重大事故件数0件に対して、重大事故0件。

令和6年度重大事故件数0件。目標達成。

3. 令和5年度輸送の安全に関する目標

- (1) 令和6年度事故総件数129件に対して10%の減少。(116件)
- (2) 令和6年度有責事故総件数120件に対して10%の減少。(108件)
- (3) 令和6年度重大事故件数0件に対して、重大事故0件。

4. 輸送の安全に関する計画

- (1) ドライブレコーダーを活用し、危険予知運転の意識向上、再発防止の為の指導教育を徹底する。
- (2) 事故多発者には適性診断を受診させ再教育する。
- (3) 点呼が連日同じような内容になり、まんねりにならない様工夫しながら安全教育を徹底する。
- (4) 社長と安全統括管理者が積極的に現場へ足を運び、乗務員とコミュニケーションを深め、乗務員が平常心で出庫出来る様努める。
- (5) 定期に行う全乗務員研修会にて、事故研修会を実施し安全意識の向上を図る。
- (6) 出庫時・帰庫時のアルコールチェッカーの完全実施。

5. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

※ 別紙に記載

6. 事故災害時に関する報告体制

※ 別紙に記載

7. 輸送の安全に関する事故防止の重点目標及び指導計画

※ 別紙に記載

8. 事故に関する統計(自動車事故報告規則第2条に規程する年間事故総件数)

令和6年度

人 身		車 両		単 独		総 数	
0		0		0		0	
死 者	負傷者						
0	0	0	0	0	0	0	0